

大月法人会だより

かつら川

No.161



▲昭和30年頃の鳴沢村役場周辺（写真提供：鳴沢村）

▼現在の鳴沢村

主な目次

第4回定時総会	2
山梨県法人会連合会第3回定時総会	4
大月税務署管内関係民間団体長会	5
支部活動報告	5
青年部会活動報告	6
女性部会活動報告	7
平成28年度税制改正提言（山梨県連）	13
大月税務署人事異動のお知らせ	15
大月税務署からのお知らせ	18
e-Tax推進協議会からのお知らせ	20
山梨県からのお知らせ	22
健康情報（サプリメントの上手な使い方）	23
第31回神社めぐり（諏訪神社）	24



消費税期限内納付

法人会一声運動



平成27年9月1日発行

（国税庁e-Taxキャラクター イータ君）大月法人会はe-Taxを推進しています。

第四回定時総会

平成二十七年五月二十二日(金)、ホテル鐘山苑に於いて開催。

天野一副会長が開会を宣し、大月法人会を代表して細谷憲二会長が挨拶。定款に基づき細谷会長が議長に選任され、事務局の出席状況報告により総会が有効に成立することを宣言。続いて議事録署名人として常任理事の梶原信行氏と倉澤鶴義氏を指名した後、議事の審議に入り、予定されていた議事すべてが原案通り承認可決され、任期満了による役員改選では、理事五十四名と監事三名の承認後に臨時理事会を開催し、細谷憲二氏が会長に再任されました。(役員名は後記掲載)



議事及び報告終了後、退任役員への感謝状贈呈、会員増強表彰及び保障制度元請会社優績社員表彰が行われ、ご来賓の祝辞を大月税務署長柏原秀充様、東京地方税理士会大月支部長桑原敦様、山梨県法人会連合会副会長高野三雄様の三名からいただき、併せてご来賓の方々を紹介し、事務局よりの祝電及びご芳志の披露を以って第四回定時総会の次第を全て終了し、志村美貴代副会長より閉会の辞を述べ閉会しました。

なお、総会終了後に、特別講演会を開催し、特別講演会終了後には、懇親会を開催いたしました。

来賓名(祝辞をいただいた来賓除く)

大月税務署法人課税第一部門統括国税調査官 矢井田直輝様
大月税務署法人課税第一部門審理上席国税調査官 齊藤 一朗様
大同生命保険株式会社多摩支社甲府営業部長 岩井 敬様
A I U損害保険株式会社甲府支店長 堀尾 俊介様
アメリカンファミリー生命保険会社山梨支社次長 中山 浩志様
大月法人会顧問 原田 威様

議事

第一号議案 平成二十六年度決算報告の承認を求める件

第二号議案 定款一部変更の承認を求める件

第三号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第四号議案 その他

報告事項(理事会承認事項)

(一) 平成二十六年度事業報告の件
(二) 平成二十七年事業計画及び収支予算の件

表彰

一、退任役員感謝状贈呈

副会長 天野 一氏
常任理事 奈良 紀子氏
理事 落合 忠氏
理事 渡辺 努氏

二、会員増強表彰

銀 賞 上野原支部
銀 賞 都留支部
銀 賞 富士吉田統括支部
銅 賞 河口湖東支部

三、保障制度元請会社優績社員表彰

大同生命保険株式会社
伴野さとみ様
前川まゆみ様
アメリカンファミリー生命保険会社
松下 妙子様

特別講演会

講師 ジャーナリスト
コリア・レポート編集長

辺 真一氏

演題 「アジアの風を読む 朝鮮半島情勢・中国情勢から見た日本経済の今後」

本経済の今後」

講師略歴

一九四七年東京都生まれ。明治学院大学卒業後、新聞記者を経てフリーに。一九八二年に朝鮮半島問題専門紙「コリア・レポート」を創刊。現、海上保安庁政策アドバイザー。「サンデーモーニング」など、コメンテーターとしてもテレビ・メディア多数出演活躍中。



大月法人会役員

(順不同、敬称略) ★印は新任

顧問

堀内 光雄 富士急行(株)

滝口 哲夫

原田 威

相談役

井出 常済 (株)富士レークホテル

大崎 俊浩 秋山土建(株)

★中島 武志 (株)山梨中央銀行吉田支店

平野 保 富士航空電子(株)

堀内 富久 堀内電気(株)

長田 富也 アイトー電子(株)

小林 武 (株)コバヤシ工業

横田 則夫 (株)横田商店

★奈良 紀子 (有)大和屋薬局

★桑原 敦 東京地方税理士会大月支部長

会長

細谷 憲二 中央観光(株)

副会長

外川 凱昭 (有)山岸旅館

細田 幸次 都留信用組合

川上洋一郎 川上建設(株)

新名 米光 (株)新名製作所

志村美貴代 日伸総建(株)

★小林余し緒 小林工業(株)

★小佐野昇一 (有)こみたけ売店

専務理事兼事務局長

小笠原能久 公益社団法人大月法人会

常任理事

山口 照義 (株)メイト

田村 夏子 (株)田村組

★鯨岡

正文 三栄工業(株)

★堀江 俊隆 (株)堀江製作所

小林 歳男 (株)小林工務店

奥秋 幸治 奥秋建設(株)

渡辺 吉勝 山叶(株)

大森 剛仁 (株)大森工務所

渡邊 幸男 吉田タクシー(有)

堀内光一郎 富士急行(株)

★立川 正史 秋山土建(株)

高村 朝彦 タカムラ建設(株)

梶原 信行 船津観光(株)

津田 昭 富士観光開発(株)

倉澤 鶴義 (株)協和生コン

理事

古家 恵次 大嶺興業(株)

守屋 博文 (株)トーホー

城戸 正三 (株)キドハイテック

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

★山下 久幸 (株)エノモト

天野 喜宗 (株)みどりや

中山 愛美 (株)ナカヤマ

天野 太文 濱野屋ティートラスト(有)

★三木 範之 甲陽産業(株)

★佐々木弘之 (株)田中屋

井上 博之 (有)井上石油

越石 賢一 (株)ミネルバ

藤江 一枝 (有)共立機械製作所

餌取 一成 (有)印刷エトリ

小俣 幸市 (株)小俣工務所

長田 公明 長田産業(株)

渡邊 稔 (株)渡辺商店

小佐野紀之 (有)こみたけ売店

宮下 完爾 (株)マシナリー

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

桑原 安男 (株)桑原興業

浅沼 歌子 富岳物産(株)

★渡辺 直企 (株)富士情報

大森 保廣 (株)大森林業所

三浦 信 三浦化成工業(株)

高村 浩明 富士水熱設備工業(株)

吉野 保美 (株)吉野土建

外川三千子 (株)湖山亭うぶや

柏木おさむ (有)フロスジャパン

小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

監事

湖山 泰三 (株)湖山商事

梶原 秀博 (株)梶原工業所

新津 好久 (株)新津

理事相当

尾形 直 (株)尾形製作所

吉澤 武司 富士航空電子(株)

★平井 勉 (株)平井製作所

★小泉 裕次 (株)ユーキ

小林 清哲 (有)小林仏壇

荻原 秀祥 (株)ユーシン

赤澤 克夫 山二商事(株)

中村 武 中村エンジニアリング(株)

★小松 英一 山英建設(株)

村上 裕一 新田産業(株)

★山崎 泰洋 山崎織物(株)

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

小池 久司 (有)小池時計店

天野 一則 都留信用組合

堀内 満 パイロット測量設計(株)

★田辺 丈人 (有)田辺織物

★渡辺 浩次 渡秀工業(株)

★吉沢 秀雄 (有)吉沢製パン

★伊東 貴也 伊東商店(株)

山田 義文 (有)山田屋ホテル

井出 泰済 (株)富士レークホテル

★三浦 敬伯 (株)サイコ

松浦 潤一 (株)エムティーシー

★井出 隆 井出電気(株)

★渡邊 良孝 登り坂石油(株)

竹中 潤平 (株)トリケミカル研究所

和田 一成 富士急行(株)

土屋きよ美 (株)土屋製作所

白井佳津子 (株)白井自動車

★市川 公子 市川リース(株)

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

白川 敏子 山陽精工(株)

内藤 定子 (株)ナイトー建商

★山口 輝子 (有)山口乳業

★清水美恵子 (株)龍美建設

山口 光子 (有)山口製作所

★佐波 佳子 (株)サナミ製作所

★鶴田みさ子 (株)ツルタ

田辺 勝子 タナベ電器(株)

★日川 和子 (有)日川時計店

★横打香代子 (株)山梨重機

★白井恵美子 エスプラン(株)

外川 桂子 (有)山岸旅館

倉澤 光代 (株)協和生コン

★外川正知恵 (有)天下茶屋

正味財産増減計算書合計表

科 目	平成26年度予算	平成26年度決算	平成27年度予算
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	1,750	1,750	1,750
特定資産運用益	13,468	13,886	13,879
受取会費	14,649,000	14,287,000	14,178,000
事業収益	8,750,000	9,784,950	8,730,000
受取補助金等	7,397,944	7,397,944	7,824,400
受取負担金	1,701,000	1,669,000	1,677,000
寄附金	80,000	66,000	80,000
雑収益	405,000	651,557	405,000
経 常 収 益 計	32,998,162	33,872,087	32,910,029
(2)経常費用			
公益目的事業	20,066,504	19,223,410	19,351,745
収益事業等	10,197,336	12,147,625	10,558,366
管理費	2,721,152	3,000,952	2,963,863
経 常 費 用 計	32,984,992	34,371,987	32,873,974
当期一般正味財産増減額	13,170	△ 499,900	36,055
一般正味財産期首残高	249,747,763	249,747,763	249,247,863
一般正味財産期末残高	249,760,933	249,247,863	249,283,918
II. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	7,213,300	7,213,300	7,674,400
受取全法連助成金	7,213,300	7,213,300	7,674,400
受取県連助成金			
一般正味財産への振替額	△ 7,213,300	△ 7,213,300	△ 7,674,400
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III. 正味財産期末残高	249,760,933	249,247,863	249,283,918



山梨県法人会連合会
第三回 定時総会
 平成二十七年六月十八日(木)、甲府
 富士屋ホテルに於いて開催され、当
 会より十九名が出席しました。
 総会議事終了後に功労者表彰が行
 われ、当会より次の役員が表彰され
 ました。おめでとうございます。

二十七年全法連功労者表彰 受彰者

副会長

都留信用組合 細田 幸次様



常任理事

富士急行(株) 堀内光一郎様



二十七年県連功労者表彰 受彰者

理事

(有)印刷エトリ 餌取 一成様



理事相当

(有)小林仏壇 小林 清哲様



関係民間団体事務局長会 及び関係民間団体長会



大月税務署管内関係民間団体事務局長会・団体長会が六月十一日(木)、二十二日(月)、大月税務署三階会議室に於いて開催され、平成二十六年度事業・決算報告及び平成二十七年事業・予算計画に係る協議の他、各団体及び税務署から連絡事項がありました。

関係民間団体長会 関係民間団体意見交換会

大月税務署管内関係民間団体長会と意見交換会が七月二十四日(金)、午後四時、五時よりホテル鐘山苑に於

いて開催されました。意見交換会では関係民間団体役員等総勢百五名が出席し、松代孝廣大月税務署長以下、署幹部職員の紹介や署との意見交換並びに団体役員相互の親睦・交流が図られました。



新入会員紹介

○秦工業有限会社

南都留郡富士河口湖町

富士ヶ嶺二五―三七七

代表取締役 秦 寅次

○川村工業

富士吉田市松山二二四〇―九

代表者 川村 成行

○アフラック代理店長田妙子

南都留郡山中湖村平野二〇三―一

代表者 長田 妙子

支部活動報告

富士吉田支部役員会

平成二十七年五月十一日(月)

(都留信用組合本店)



富士吉田支部主催セミナー

富士吉田支部役員及び支部青年・女性部会役員の皆様方にご協力を頂き、六月一日(月)、ホテル鐘山苑に於いて、一般二十名を含む総勢百十四名出席のもと、大月間税会協賛、大月法人会富士吉田支部主催セミナー

が盛大に開催されました。

青年部会山下幹事長が司会進行を務め、小佐野青年部会長が開会の辞を述べ、細谷大月法人会長及び大月税務署法人課税第一部門矢井田統括官にご挨拶を頂きました。

第一部は大月税務署矢井田統括官が講師となり、「お酒で見た山梨県+α」と題し、ユーモアを交えて分かりやすく酒税についての解説をして頂きました。

第二部は、一年前に富士吉田に移住した古民家喫茶「すまいる庵」を経営するパティシエの奥様で、(株)ロイヤルスマイル代表取締役グローバルエリートプロデューサーの後藤み



ゆき先生により『笑顔のチカラでもっと「喜ばれる会社」に』と題して、笑顔で働く楽しさと、そして愛されるリーダーになるべく笑顔を大切にしたい会社になるよう！自身の経験談を含めた楽しいお話を頂き、あつという間の一時間三十分でした。セミナー終了後は皆さん笑顔で散会しました。

富士吉田六支部統括支部長

小佐野紀之

青年部会活動報告

第四回青年部会定時総会

平成二十七年五月二十二日(金)

(ホテル鐘山苑)



青年部会役員会・署との意見交換会

平成二十七年八月六日(木)午前十一時より、大月税務署三階大会議室に於いて開催。大月税務署から松代孝廣署長様を始め、荒内洋之総務課長様、潮あゆみ法人課税第一部門統括官様、各部門幹部の皆様にも出席して頂きました。

松代署長様にご挨拶を頂き、中山淳法人課税第一部門上席官様より署幹部の皆様を紹介して頂いた後、名刺交付式及び名刺交換会を行いました。部会役員の自己紹介では天野最高顧問より部会創設期の思いやエピソードが紹介され、和やかな雰囲気で行い出来ました。

議事に移り、青年部会役員が委員を務めるe-Tax推進協議会の更なる協力、上野原支部担当の青年部会中核事業である、第三十一回『高校生への税に関する標語』募集、忍野・山中湖支部担当の税金クイズ・少年野球大会、河口湖支部担当の環富士山交流会等、各事業の取組み報告がなされ、青年部会員が一人となつて事業に取り組んでいく事を確認しました。また十一月開催される『全国青年の集い(茨城大会)』では、大会前日「租税教育プレゼンテーシ

ョン」として発表する事が決定しており、このプレゼンを成功させるための準備委員会を立ち上げ、各支部長が中心となり年度当初より準備を進めて来た状況の報告があり、今大会を盛り上げるためにも多くの部会員の参加と協力の要請がありました。

役員会終了後は、署との意見交換会が行われ、松代署長様を始め署幹部の皆様とこれからの青年部会活動について様々な意見が飛び交い有意義な意見交換会となりました。

青年部会長 小佐野昇一



青年部会役員

(順不同、敬称略) ★印は新任

最高顧問

天野 喜宗 (株)みどりや

小佐野紀之 (有)こみたけ売店

細谷 憲二 中央観光(株)

川上洋一郎 川上建設(株)

顧問

守屋 博文 (株)トーホー

餌取 一成 (有)印刷エトリ

井上 博之 (有)井上石油

梶原 秀博 (株)梶原工業所

山口 照義 (株)メイト

越石 賢一 (株)ミネルバ

鯨岡 正文 三栄工業(株)

渡辺 信介 (有)湧池

小林 清哲 (有)小林仏壇

荻原 秀祥 (株)ユーシン

吉野 保美 (株)吉野土建

奥脇 芳弘 宮川電気(株)

堀江 俊隆 (株)堀江製作所

赤澤 克夫 山二商事(株)

柏木おさむ (有)フロスジャパン

★小池 久司 (有)小池時計店

★中村 武 中村エンジニアリング(株)

部会長

小佐野昇一 (有)こみたけ売店

幹事長兼会計

山下佐一郎 芙蓉実業(株)

★松浦 潤一 (株)エムティーシー

上野原支部長

鈴木 誠一 (株)鈴木製作所

大月支部長

三木 範之 甲陽産業(株)

都留支部長

★小松 英一 山英建設(株)

富士吉田支部長

★伊東 貴也 伊東商店(株)

忍野・山中湖支部長

三浦 信 三浦化成工業(株)

河口湖支部長

★渡邊 良孝 登り坂石油(株)

上野原副支部長

尾形 直 (株)尾形製作所

大月副支部長兼親睦委員長

佐々木弘之 (株)田中屋

都留副支部長

★菊地 明久 (株)長田電材工業

富士吉田副支部長

★渡辺 三雄 三和建設(株)

河口湖副支部長

渡辺 松氏 (有)旅館松屋

忍野・山中湖副支部長

渡辺 教彦 (株)渡辺工務店

幹事

宮田 千治 ミヤ通信工業(株)

天野 統一 濱野屋ティートラスト(有)

中山 愛美 (株)ナカヤマ

塩沢 三好 (有)シヨップシオザワ

藤本 恭司 (株)やおき

清水 偉也 (有)清水商事サービス工場

白輪地 厚 (株)三吉

平井 勉 (株)平井製作所

西室 信男 (有)西忠エージェンシー

小泉 裕次 (株)ユーキ

野武 直記 ユニテック(株)

堀内 慎也 堀内電気(株)

奥秋 公大 奥秋建設(株)

★九鬼 敦 (有)九鬼塗装

★細田 浩一 (株)セントラルモーターズ

★本田 剛 (株)中村酒販

★渡辺 秀行 (資)渡辺酒店

★小林 大希 (株)丸大産業

★岩下 稔 (有)岩下産業

★金巻 裕 (有)中村薬局

★白須 資望 富士新幸(株)

★鈴木 雅俊 (株)鈴木工業

★中村 哲 (株)丸正電器

★平井 尚博 (有)平井製作所

宮下 崇 (株)宮下

★渡邊 訓勝 山叶(株)

★白須 一政 (株)シラス自工

★新田 隆人 (株)エス・イー・エス

★吉元 潤 吉田精工(株)

★桑原 大輔 桑原電業(株)

羽田早一郎 (株)羽田印刷

佐藤 浩文 (有)ニュースセンターサトー

梶原 洋 船津観光(株)

小佐野睦浩 (有)小佐野設備

監事

深沢 央 なだや(株)

渡邊 幸男 吉田タクシー(有)

女性部会活動報告

第四回女性部会定時総会

平成二十七年五月二十二日(金)

(ホテル鐘山苑)



女性部会長退任のあいさつ



前女性部会長 小林 余し緒

この度の平成二十七年大月法人会女性部会第四回定時総会に於いて、女性部会長を退任することとなりました。女性部会長として八年間の長きに亘り、部会員の皆様はもとより、税務当局、本会、青年部会、関係各位のご指導、ご協力を賜りながら、女性部会長としての職責を果たすことが出来ました事を深く感謝致しますと共に厚く御礼申し上げます。

この八年間微力ではありますが、女性部会の組織の充実と地域社会への貢献に取り組んでまいりました。特に近年は公益制度への移行により、公益性の高い活動を求められ、それに応えるべく、女性部会独自の取組みである将来を担う小学生高学年を対象に「税金教室」及び「税に関する絵画コンクール」、またたコース部が活動の中心となる年二回の「福祉施設慰問」、青年部会と合同の「年末特別研修会・チャリティー」開催による収益金を地域の社会福祉協議会に寄付。また「税に関する絵はがきコンクール」、家庭における節電啓発運動「いちごプロジェクト」等全国的な公益事業にも取り組んでまいりました。

国内外において多事多難な八年間でございましたが、全国女性フォーラム、県女連協の交流では多くの方々と出会い、有益な情報を頂くと共に貴重な経験を積むことが出来ました。皆様に支えられ共に活動を続け、歩んできた日々は私にとって何事にも替え難い大切な宝物でございました。本当に有難うございました。深甚なる感謝の思いと共に後任となります志村美貴代部会長に精一杯のエールをお送り致します。

今般、女性部会長を退任いたしますが、本会副会長、広報委員長、女性部会顧問、県女連協相談役として今後、より一層法人会発展に寄与すべく、法人会活動に邁進する所存でございます。会員の皆様のご健勝と御事業の発展を心よりお祈り申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

女性部会長就任のあいさつ



女性部会長 志村 美貴代

この度、五月二十二日に開催された大月法人会女性部会第四回定時総会において、第四代部会長を拝命致し、身に余る光栄と同時にその重責を痛感しております。前任の小林部会長には八年間の御尽力に心より感謝申し上げますと同時に、諸先輩方の歩んだ足跡を辿り、今後一層の部会発展・充実に努める所存でございます。とりわけ、法人会基本方針の「納税意識の高揚と税知識の普及・啓蒙」並びに公益社団法人の役割を担いながら、部会員が楽しく集える部会を目指してまいりたいと存じます。どうぞ皆様ご支援ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

大月法人会女性部会は、初代部会長である故八幡ミツエ様が昭和五十三年十月に設立され、今年で三十八年目となります。「光陰矢の如し」、早いもので設立四十周年を間近に控え、定例の部会活動に加え周年事業の準備にも着手する時期を迎えました。部会員の皆様には是非ともお力添えをお願い申し上げます。

女性部会の主要事業といたしましては、親会への協力を始め、小学生租税教室及び税金絵画コンクール、コース部による「おかあさんコース大会」への出場や福祉施設への慰問活動、青年部会との合同事業である年末特別研修会・チャリティーとその収益金を管内社会福祉協議会への寄付、部会及び支部税務研修会の開催、法人会全国大会及び全国女性フォーラムや県連女性部会連絡協議会への参加・協力等々がございます。そして、平成三十年には全国から千六百名前後の女性部会員が集まる「全国女性フォーラム」が山梨で開催予定となっており、開催に向けての準備・協力など色々な活動が目白押しでございますが、部会員一丸となって事業活動に邁進するとともに、着実に遂行してまいります。

結びに、女性部会の活動に対し、女性部会員はもとより、税務当局をはじめ関係各位の変わらぬご支援・ご協力を心からお願ひ申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしまして就任の挨拶とさせていただきます。

女性部会役員

(順不同、敬称略) ★印は新任

顧問

奈良 紀子 (有)大和屋薬局

★小林余し緒 小林工業(株)
部会長

★志村美貴代 日伸総建(株)
副部会長兼幹事長

★小林ゆくよ (株)コバヤシ工業

上野原支部長

田村 夏子 (株)田村組

大月支部長

内藤 定子 (株)ナイトー建商

都留支部長(★事業委員長)

藤江 一枝 (有)共立機械製作所

富士吉田支部長

★横打香代子 (株)山梨重機

河口湖支部長

外川 桂子 (有)山岸旅館

上野原副支部長

土屋きよ美 (株)土屋製作所

大月副支部長

清水美恵子 (株)龍美建設

都留副支部長(★コーラス部長)

山口 光子 (有)山口製作所

富士吉田副支部長

★白井恵美子 エスプラン(株)

河口湖副支部長(★会計)

外川正知恵 (有)天下茶屋

幹事

中原 智子 (株)中原製材所

石井 明美 (有)島田交通

高橋 式子 (株)高橋建設

白井佳津子 (株)白井自動車

市川 公子 市川リース(株)

小林 聖子 ネスエンタープライズ(株)

山田 眸 (株)山田

天野 操 (有)米屋時計店

川村 真弓 立正堂印刷(有)

小林登喜子 (有)神戸電工

堀江 淳子 (株)堀江製作所

白川 敏子 山陽精工(株)

山口 輝子 (有)山口乳業

小高 洋子 (有)コタ力電化

志村ひろ江 志村クリーニング店

功刀真佐美 桂商会(株)

谷内江美子 谷内建設(株)

程原 洋子 (有)程原製作所

佐藤 武子 (株)佐藤ダンボール

渡辺なおみ (有)宝観光バス

渡辺ふく子 (株)渡辺商店

菅谷 勝子 (有)すがや

堀内 花代 堀建トヨー住器(株)

★佐波 佳子 (株)サナミ製作所

浅沼 歌子 富岳物産(株)

田辺 勝子 タナベ電器(株)

田辺 潤子 (株)まるさくたなべ

森嶋 友子 (株)弘美インテリア

渡邊 千恵 吉田タクシー(有)

伊藤 道子 (有)伊藤

井出てるゑ (株)井出商店

日川 和子 (有)日川時計店

高橋ます美 (有)ボデッシュoppキタフジ

渡邊伊寿美 (有)ウイステリア

小山田可能子 (有)富士エコーブミレニウム

池上美奈子 (株)池上工務所

外川三千子 (株)湖山亭うぶや

渡邊 林美 登り坂石油(株)

梶原 広子 船津観光(株)

湖山 和子 (株)湖山商事

鶴田みさ子 (株)ツルタ

コーラス副部長

石井 清子 規予

監事

小学生租税教室の開催

女性部会が主催する小学生を対象にした「租税教室」と「税金絵画コンクール」は今年で十七回を数え、上野原支部が担当致します。

準備は昨年度から進め、二月に和田上野原市教育長を訪問し、実施校を上野原小学校としてご承諾頂き、四月には柏原大月税務署長にもご同伴頂き、近藤上野原小学校長を訪ねご快諾を頂きました。併せて江口上野原市長にご協力をお願いにお伺いしました。

六月八日、大月税務署のご配慮により租税教室講習会を開いて頂きました。甲府税務署税務広報広聴官の本川様に租税教室の進め方について講習を受けました。

六月十九日、租税教室を上野原小学校外国語教室に於いて開催。大月税務署の齊藤上席官、事務局の小笠原専務、志村女性部会長にご出席を



頂き、富士吉田支部の横打支部長、白井副支部長の二人が講師となり、税金クイズやアニメ風ビデオを視聴し、八十九名の児童に対して、ユーモアを交え、わかり易く、楽しい租税教室となりました。残すは税金絵画コンクール、暑くて大変ですが、夏休みの宿題として沢山の出品を期待しています。租税教室及び税金絵画コンクールを通じて、将来の納税者となる小学生が税金を考えるきっかけとなってくれる事を信じております。

女性部会上野原支部長 田村 夏子

女性部会日帰り税務研修会

六月二十三日(火)、女性部会三十二名、一般・事務局合わせ総勢四十二



が参加。最初に東京目黒雅叙園に到着。日本人作家六人の合同展、「神の手ニッポン展」を鑑賞。光や影、時間の流れさえ紙で表現するペーパーアーティスト始め、六人全てのアーティストの作品に人間技とは思えない匠を感じる繊細さに感銘を受け、日本のモノづくりスピリッツ及び日本人の手先の器用さ・感性の豊かさに誇りを感じました。

その後、東京ドームホテルで昼食を摂り、水道橋駅近くの貸会議室で税務研修会を開催。元大月税務署長で税理士の上村成生先生により、税制改正後の生前贈与の留意点、住宅取得等資金や教育資金の一括贈与の特例、結婚・出産・育児費用の一括贈与の非課税措置などと、大変参考

になる講義をして頂きました。

研修会終了後には、田崎ジュエリーの見学とショッピングを楽しみました。やはり女性ですね、皆さん真珠の魅力に惹かれていた様子でした。帰路途中には京王プラザホテル八王子でデイナービュッフェを楽しみながら心身を癒しました。

女性部会都留支部長 藤江 一枝

おかあさんコーラス大会

平成二十七年五月九日(土)

都の杜うぐいすホール



絵はがきコンクールお願い

平成二十七年六月二十四日(水)

西桂小学校

第十回慰問活動

平成二十七年六月二十六日(金)

上野原コモアケアセンターあい里



女性協正副会長会議 女連協連絡協議会

平成二十七年七月六日(月)・七月二十八日(火)

甲府法人会館



絵はがき優秀作品

山梨県法人会連合会 佳作

西桂小学校 熊澤 萌





決算法人説明会(大月税務署)
平成二十七年五月二十一日(木) 二十一名
平成二十七年六月十七日(水) 四十名



広報封入作業
平成二十七年四月三十一日(金) 七名
大月法人会館



新設法人説明会
平成二十七年六月十八日(木) 十三名
大月法人会館



東京地方税理士会大月支部総会
平成二十七年六月十七日(水) 会長
ハイランドリゾートホテル&スパ



県連マイナンバー制度セミナー
平成二十七年七月八日(水)
甲府アピオ



広報委員会
平成二十七年七月二十二日(水) 十一名
大月法人会館



県連厚生委員会
平成二十七年七月二十八日(火)
甲府法人会館



県連事務局会議
平成二十七年七月二十一日(火)
甲府法人会館

中小事業主向け マイナンバー制度対応セミナー

- ◇日 時 平成 27 年 9 月 11 日 (金) 14:00~15:30
- ◇会 場 アピオプラザ都留 (都留市田野倉 1290)
- ◇講 師 特定社会保険労務士 ^{さがわ ようこ} 佐川 陽子 氏
- ◇受講料 無料 (先着 150 名限定 一般の方歓迎)



〔プロフィール〕

民間企業 (特定派遣業本社・一般派遣業本社・メーカー等)
複数社にて人事・労務部門に従事し、労働保険や社会保険等
の事務業務や採用業務・給与計算を始め、労働時間管理など
人事・労務の企画を含め、幅広い業務を経験。

2007 年 4 月 社会保険労務士登録

2012 年 3 月 明治大学経営学研究科 (MBA) 修了。

〔内容〕

- ・マイナンバー制度概要
- ・マイナンバー制度が企業にどう影響するか
(法律上求められること、情報漏えいのリスク、罰則等)

FAX 申込み票

※切らずにご送信下さい。 ⇒ FAX 0554-45-6465 **9/7 まで**

事業所名			TEL	
所在地			FAX	
受講者名		[] 法人会員 [] 一般	該当に○印を 付けて下さい	
受講者名		[] 法人会員 [] 一般		

* ご記入いただきました情報は、講演会運営以外の目的で使用することはありません。

公益社団法人 大月法人会事務局 ☎ 0554-45-6565 FAX 0554-45-6465

デザインから印刷全般



代表取締役 餌取 一成

〒402-0052 山梨県都留市中央二丁目7番24号 TEL 0554-43-3451 FAX 0554-43-6923
e-mail info@p-etori.com

山梨県連平成二十八年度税制改正に関する提言を全法連へ提出

平成二十六年六月五日(金)、甲府法人会館に於いて県連税制委員会が開催され、県下4単位会において実施された「税制改正に関するアンケート調査」による会員企業の要望等を踏まえ、次のとおり山梨県連提言書として全法連へ提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 平成二十八年度税制改正に関する提言

景気はアベノミクスによる高揚感はあるものの短納期対応に伴う人件費の増加、円安による原材料の高騰や公共工事の減少等により中小企業が太宗を占める地方経済は先行きに不安感を抱いている。また社会保障制度の安定化、財政健全化のために消費税が増税され、更に平成29年4月には10%への引き上げが予定されているが、消費税増税に国民の理解を得るために行った国会議員の歳費削減や地方議会のスリム化等「身を切る改革」は掛け声倒れの様相である。再増税の前に徹底した行財政改革を求める。

(13)

当会では昨年に引き続き「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、昨年を上回る659社から回答

をいただいた。会員企業の要望を踏まえ、地方創生の動きにも活力を与える税制の実現に向け、次のような提言を要望する。

法人税制

1、法人税率について

(1) 法人実効税率20%台の早期実現
法人税率は平成27年度税制改正で現行25・5%が23・9%に引き下げられ、法人実効税率は平成27年度が34・62%から32・11%、平成28年度は31・33%に引き下げられ、以降数年で20%台まで引き下げられることを目指すとされたが、日本の立地競争力の強化や国内企業の競争力強化の観点から早期に欧州、アジア諸国並みの20%台の実現を求める。

(2) 中小企業の活性化に資する税制措置

平成27年度税制改正で中小法人の軽減税率の特例(所得金額年800万円以下の税率15%)の適用期限が2年延長されたが、中小法人の活性化のために時限措置ではなく本則化とし、また昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得金額を1、600万円程度への引き上げを求める。

2、法人税率引き下げに伴う代替財源について

(1) 受取配当金益金不算入制度の課税ベースの更なる見直し

受取配当金益金不算入制度は投資に充てられる資金力が豊富な大企業を優遇する一方で、中小企業には優遇措置が適用される条件が整っていないため、法定税率に近い税率が当てはめられている。所得が大きい企業が多くの負担するという税制上の公平の観点から大企業の課税強化をはかること。

(2) 減価償却制度の見直しについて

減価償却の償却方法を定額法への一本化が検討課題となっている。定額法に統一すれば、5、000億円程度の税収増になるといわれているが、会計制度の基本にかかわる問題であり安易に手を付けるべきではない。会員アンケートでも半数近くが現行の評価方法を望んでいる。

3、固定資産の取得価額(土地ととも に取得した建物等の取壊し費 等)について

地方都市の中心商店街は車社会による駐車場問題、郊外型ショッピングモールの出店攻勢やインターネット取引の進展等の影響を受け空洞化が進んでいる。また、不動産取引の低迷、構築物の老朽化に伴い、幽霊ビル化に拍車がかかり活性へ障害と

なっている。

現行の法人税制では土地とともに取得した建物等を取得後おおむね1年以内に取り壊して土地を利用する場合、取り壊し費用は土地の取得価額に算入することになっている。

地方の活性化のために取り壊し費用を資産計上ではなく経費として認めること。

所得税制

1、所得税率の見直し

所得税の最高税率が平成27年分から40%から45%に引き上げられたが、所得税制の流れの中で昭和49年に75%であった最高税率はしだいに下げられ、資産性所得も申告分離課税で低率に抑えられており、現在の所得税制は空洞化し、応能負担原理による所得再分配機能が喪失している。

税は負担できる人がより多く負担するという税制の基本に立ち返り、所得税の累進度を高めて財源調達機能の回復を図るべきである。

2、配偶者控除の見直しについて

「女性の就労を後押しするため」との理由により、配偶者控除の廃止や移転的基礎控除の導入等が議論されているが、扶養家族を持つ社員には家族手当を支給する企業も多く、103万円を超えない範囲で勤務時間を調整する者が多いため、女性の

就労機会を逸している現実がある。

働き手確保の観点から、配偶者控除額を引き上げ女性就労の推進力とすべきである。その目安は社会保険加入が義務付けられる金額程度とする。

事業承継税制

土地・建物及び未上場株の相続の非課税について

未上場株の相続を非課税とすることにより、事業承継も実現しやすい。さらに事業に供している土地と建物が相続時に非課税となれば経済の活性化につながると考える。中小企業の場合、事業承継を進めるためにも、事業用資産の土地・建物及び未上場株の相続税を非課税とすること。

贈与税制

基礎控除額の引き上げについて

個人消費は消費税増税前の駆け込み需要や昨年の大雪後の備蓄強化などで好調であった前年を大きく下回っている状況にある。また例年と比べても低水準であり、全体として動きが弱い。消費拡大のために基礎控除額を現行の110万円から200万円程度への引き上げを求める。

消費税制

1、簡易課税制度と免税点制度の見直しについて

業種ごとに決めた「みなし仕入率」を使って納税額を計算する簡易課税

制度は実際の仕入率とずれがあり、多くの業種で益税が生じている。

また、売上高が一定額以下であれば、納税しなくて済む免税点制度も対象となる事業者が消費税分を取っている場合があるため、税の公平と透明性の観点から両制度とも廃止すべきである。

2、軽減税率について

税率10%時に低所得者対策として軽減税率の導入が検討されているが、導入する場合は、税率8%時の税収を下回らないような軽減税率とし、正確かつ公平な納税事務実現のためにインボイス方式にすることが望ましい。

地方税制

1、外形標準課税の課税ベース拡大について

法人税減税に伴う課税ベースの拡大の中で外形標準課税も代替財源としてリストアップされており、中小企業まで課税ベースを拡大する場合は事業承継に影響を与えない範囲にとどめること。

2、固定資産税の見直しについて

固定資産税は地価の長期的な下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。宅地の評価については、実勢価格に配慮した評価、居住用家屋の評価は築後経過年数に応じた評価方法にするなど軽減の方向で見直すこ

と。

3、償却資産税の廃止または見直しについて

償却資産税は中小企業にも課税されていて、中小企業の設備投資を阻害する要因にもなっている。製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、償却資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。また国際的にも事業用資産に対する課税は稀であることから、廃止することが望ましいが、見直しを行う場合は現行の免税点150万円を300万円に引き上げること。

その他

1、二重課税の廃止について

個別間接税と消費税との二重課税の問題は、平成元年に消費税が導入された際、物品税が廃止され、自動車重量税と自動車取得税については2012年度税制改正で新車購入時や車検時にかかる重量税が一部減税になったが、石油諸税は引き続き検討するとの曖昧な表現にとどまり、結論は先送りになっている。揮発油税の暫定付加分は廃止すること。

2、マイナンバー制度の周知について

マイナンバー制度については、平成27年10月から国民へ通知され、平成28年1月から利用が開始されるこ

ととなっているが、マイナンバーの各行政手続き書類への記載やマイナンバーを含む特定個人情報管理が義務づけられる事業者への周知が不十分と思われる。制度の導入に向けて、事業者が円滑かつ適切に対応できるよう早急に十分な制度周知の対応を講じることを求める。

3、マイナンバー制度のセキュリティについて

マイナンバー制度が平成28年1月から運用されることとなっている矢先、年金情報流出が報道された。当会では「制度の実施に当たっては個人情報管理・保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置の構築」を強く求めている。

改めて厳格なセキュリティシステムを前提とした、情報管理を一段と強めることを求める。

4、社会保障制度のあり方について

高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は急速な増大が見込まれ、財源を消費税に頼るも限界が見えてくる。課題は給付を「重点化・効率化」によって抑制し、併せて公費以外の公平で適正な負担をどう確保していくかが重要になる。年金、医療介護、少子化対策等の分野について、将来を見据えた議論が必要と考える。

大月税務署人事異動のお知らせ

平成27年7月10日

官 職 名	現 任 者		前 任 者	
署 長	松代 孝廣	財務省 主税局	柏原 秀充	退官
総 務 課 長	荒内 洋之	東京上野署 法人1統括官	吉澤 勝美	目黒署 総務課長
管理運営1統括官	西谷 和行	(留任)	西谷 和行	
管理運営2統括官	高根 政直	山梨署 管理運営2統括官	堀内 正人	雪谷署 管理運営3統括官
徴 収 統 括 官	芦沢 宏昌	甲府署 徴収2統括官	齋藤 一俊	練馬西署 徴収統括官
個 1 統 括 官	橋本 眞	麴町署 個人審理専門官	中島 真人	厚木署 個人1統括官
個 2 統 括 官	三枝 哲哉	(留任)	三枝 哲哉	
個 3 統 括 官	田沢 功司	武蔵府中署 個人特官上席	藤牧 章	新宿署 個人審理専門官
資 産 統 括 官	橋爪 貴世	日野署 資産2統括官	檜渡 弘	本郷署 資産統括官
法 1 統 括 官	潮 あゆみ	局総務部情報処理3主任分析官	矢井田直輝	東京局 酒税課課長補佐
法 2 統 括 官	天野 忠人	(留任)	天野 忠人	
法 3 統 括 官	世羅 良雄	(留任)	世羅 良雄	
法 1 総括上席	大河原孝宏	(留任)	大河原孝宏	
法 1 審理上席	中山 淳	八王子署 法人2上席	齊藤 一朗	甲府署 法人1上席

新任者プロフィール

●出身地

北海道函館市

●趣 味

映画観賞

スポーツ観戦

●モットー

平常心



松代孝廣署長

●出身地

神奈川県横浜市

●趣 味

野球

●モットー

仕事は楽しく

自分に限界を作らない



荒内洋之総務課長

●出身地

東京都小金井市

●趣 味

読書

●モットー

明るく前向きに！



潮あゆみ法人1統括官

●出身地

山梨県甲府市

●趣 味

ロジック

●モットー

努力



中山淳審理担当

お別れの御挨拶

前大月税務署長 柏原 秀充

私はこの度、大月税務署長を最後に、思い出の多い税務の職場を卒業いたしました。

昨年7月の着任以来、細谷会長をはじめ役員並びに会員の皆様から税務行政に対する深い御理解と御協力を賜りながら、その任を果たすことができましたことを深く感謝いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。

今後とも、公益社団法人大月法人会におかれましては、女性部会・青年部会を中心とした租税教育や各支部における税務研修などの税の啓蒙活動、施設慰問や講演会などの社会貢献活動など、幅広い事業活動を展開されることを御期待申し上げます。また、税務行政につきましても引続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、お別れの挨拶とさせていただきます。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門統括官

矢井田 直輝

この度の人事異動により東京国税局課税二部酒税課課長補佐に転任することとなりました。

細谷会長をはじめとする役員の皆様さま、会員の皆様さまには大変お世話になりました。

わずか一年間での異動となりますが、私自身は平成三年から平成五年までの三年間、大月署に事務官として在任しておりました。また、大月署は初めての異動での赴任先でしたので、思い出も多く、現在も御活躍いただいている役員、会員の皆様さ方の中には、当時の御活躍ぶりが思い出される方もおられました。とても懐かしく、また、立場が変わって新鮮でもあり、一年を充実して過ごせたのも、常に皆さま方の熱心な事業活動を間近で拝見できたからこそだと感じております。

最後となりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

す。

大変ありがとうございました。

なお、近くにお越しの際には、是非ともお声をかけていただければ幸いです。

転任の御挨拶

前法人課税第1部門審理担当

齊藤 一朗

この度の人事異動により、甲府税務署へ転任することとなりました。

四年間にわたり、細谷会長をはじめ、役員及び会員の皆様方、並びに事務局の皆様方には大変お世話になりました。心から厚く御礼申し上げます。

私にとりまして、様々な説明会や研修会の講師や、事業活動を通じて多くの会員の皆様と接することができたことは、大変貴重な経験となりました。改めて感謝申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、お別れのあいさつとさせていただきます。

四年間ありがとうございました。

★e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

★e-Taxの操作に関するお問い合わせは

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-01-5901

★税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp



着任の御挨拶

大月税務署長 松代 孝廣



公益社団法人大月法人会の会員の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、大月税務署長を拝命し、財務省主税局から参りました松代でございます。

税務署での勤務は二十六年振りとなりますが、富士山をはじめ、富士五湖、忍野八海などのユネスコ世界文化遺産を構成する素晴らしい自然に囲まれた環境で日々仕事ができることを、大変光栄に思っております。前任の柏原署長同様の御懇情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

細谷会長はじめ大月法人会会員の皆様には、平素から法人会活動を通じて、税務行政の円滑な運営に對しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税知識

の普及、納税道義の高揚」を目的とした説明会・研修会の開催、「地域社会への貢献」を目的とした講演会の開催や施設慰問など、各種の事業を活発に展開し、地域社会に多大な貢献をされております。

また、租税教育推進の分野では、「小学生による税金絵画コンクール」、「高校生による税の標語募集」及び小学生を対象とした「租税教室」を開催されるなど、他の法人会にはない特色ある活動に積極的に取り組んでおります。これらの活動は、次の世代を担う児童・生徒に「税金」について考える良いきっかけ作りとなる意義深い活動であります。

これは、ひとえに、細谷会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の日頃の御尽力の賜物と心より敬意を表する次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化に加え、段階的な法人実効税率の引下げや消費税率の引上げ、さらには社会保障・税番号制度の導入など、大きな変革期の最中にあると言えます。このような状況の中で、「適正・公平な課税の実現」という、私どもに与えられた使命を着実に果たしていくためには、より質の高い税務行政の執行とともに、貴会をはじめとする関係団

体の皆様方のご協力のもと納税環境の整備を進めていくことが重要であると考えております。

今後とも、長年にわたって培って参りました信頼・協調関係を大切に、引き続き、緊密な連携を図って参りたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人大月法人会の益々のご隆盛と会員の皆様方並びに御家族の御健勝、事業の御繁栄を心よりお祈り申し上げます。私の着任の挨拶とさせていただきます。



国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは・・・

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



大月税務署からのお知らせ

○平成27年分 年末調整等説明会の開催について

本年も下記の日程にて年末調整等説明会を開催いたします。

都合により対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。また小菅村・丹波山村については、青梅税務署の説明会が11月20日（金）13時30分から16時00分まで西多摩郡奥多摩町氷川199-口 奥多摩町福祉会館1階で行われますので、そちらへもご出席いただけます。

ただし、市町村で配布している給与支払報告書につきましては、対象地区以外の説明会場ではお渡しすることが出来ませんので、直接各市町村にご請求いただくことになります。

開催日	会場名・所在地	対象地域
11月4日(水)	都留市文化ホール（うぐいすホール）小ホール 都留市上谷1888-1	都留市・西桂町・道志村
11月6日(金)	大月市民会館 4階視聴覚室 大月市御太刀二丁目11-22	大月市
11月12日(木)	上野原市文化ホール（もみじホール）2階会議室2 上野原市上野原3832	上野原市 ※(小菅村・丹波山村)
11月17日(火)	富士五湖文化センター(ふじさんホール)大ホール 富士吉田市緑ヶ丘二丁目5-23	富士吉田市・富士河口湖町 忍野村・鳴沢村・山中湖村
開催時間（各会場共通）		用紙配布 13時～13時30分 説明時間 13時30分～16時
11月20日(金)	奥多摩町福祉会館 1階 西多摩郡奥多摩町氷川199-口	※(小菅村・丹波山村)

税務職員を装った不審な電話にご注意ください！

アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

税務署からのお知らせ 番外版

平成27年10月1日から、海外から行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供について消費税が課税されることとされました。この改正の主なポイントは以下のとおりです。

改正の主なポイント

I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供（消費税法で「電気通信利用役務の提供」と位置付けられました。）について、海外から国内の事業者や消費者に対して行われるものも国内取引とされ、消費税が課税されることとされました。

海外（国外事業者）から、これらの役務の提供を受ける事業者は以下のⅡ～Ⅳの点にご留意ください。

Ⅱ 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外の電気通信利用役務の提供とに区分されることとされました。

電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者からその役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。

※1「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件などから、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。

※2「リバースチャージ方式」は、その課税期間について一般課税により申告をする場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

Ⅲ 国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた場合、当分の間、その役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。

●適用開始時期：Ⅰ～Ⅲの改正は、平成27年10月1日以降行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

Ⅳ 登録国外事業者制度

Ⅲのとおり、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、その役務の提供に係る仕入税額控除が制限されますが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を行うことができることとされました。登録国外事業者の名称等につきましては、登録次第、順次、国税庁ホームページで公表いたします。

平成27年度税制改正において以下の課税方式も見直されました。

V 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました（平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます。）。

※改正の内容については、国税庁ホームページの「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について（国内事業者の皆さまへ・国外事業者の皆さまへ）」及び「国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて」をご覧ください。

平成27年度税制改正における主な消費税の改正ポイントは以下のとおりです。

なお、Ⅰ、Ⅱについては平成27年10月1日から、Ⅲについては平成28年4月1日から適用されます。

改正の主なポイント

I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直しと課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）

・電子書籍・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供（「電気通信利用役務の提供」といいます。）について、海外から国内の事業者や消費者に対して行われるものも国内取引とされ、消費税が課税されることとされました。

・電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者からその役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。

Ⅱ 国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る仕入税額控除の制限

「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供（「消費者向け電気通信利用役務の提供」といいます。）については、その役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合、当分の間、その役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。

※国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける「消費者向け電気通信利用役務の提供」については、その仕入税額控除を行うことができることとされています。

Ⅲ 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました。

※改正の内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

便利な機能が続々登場！！

税務署に行くことなくインターネットを利用して申告、申請、納税等ができるとても便利なe-Taxですが、皆様の声にお応えして、ますますいろんな便利がいっぱいです！

個人利用者 Aさんの場合

電子証明書やICカードリーダライタを準備する時間がないなあ…

平成29年1月以降、個人の利用者については、電子証明書やICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式が導入されます(従来の認証方式も利用することが可能です。)

税理士 Bさんの場合

e-Taxで確定申告書を送信しても、添付書類を別途郵送しなくちゃいけない…
添付書類も送信できればいいのになあ…

現在別途書面で提出していただいている添付書類について、
平成28年4月以降はイメージデータ(PDF形式)での提出が可能となります。
※ただし、申告所得税や贈与税などに係る添付書類については、平成29年1月以降に提出可能となります。

法人の経理担当者 Cさんの場合

法定調書の提出について給与所得の源泉徴収票をe-Taxで送信したいけど、1件1件手入力しないといけないのかな…

e-Taxソフト(WEB版)なら、給与ソフトなどで作成されたCSVファイルを読み込む方法により、給与所得の源泉徴収票などを5,000枚(データサイズは最大10MB)までまとめて送信することができます。また、合計表が自動作成され、便利です。

個人利用者 Dさんの場合

納税証明書を自宅のパソコンからだけでなく、スマートフォンから請求できると便利だなあ…

平成27年3月から、スマートフォンからでも納税証明書の交付請求が行えるようになりました。
なお、納税証明書の受取は税務署窓口で行っていただく必要があります。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日 8時30分～24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、ご利用前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

▶月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

TEL 0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口(税務相談等を除く。)です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)等、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

e - T a x 推進税理士のご紹介

一般社団法人山梨県法人会連合会及び山梨県内の単位法人会（甲府・大月・山梨・鰍沢・各法人会）は、従来から e - T a x（国税電子申告・納税システム）の利用推進を各会の事業計画として掲げております。今般、東京地方税理士会甲府支部及び大月支部所属の税理士の皆様に対しまして、e - T a x による代理送信を推進している先生方を「e - T a x 推進税理士」として山梨県内の4単位法人会の会報誌に掲載して広く法人企業等にご紹介させていただき、e - T a x の一層の利用推進に努めたいとご案内したところ、多数の税理士の方からご承諾をいただくことができました。法人企業等の皆様には、下記の「e - T a x 推進税理士名簿」をご参考にしていただき、顧問税理士の先生による e - T a x の代理送信をはじめ、e - T a x の更なる利用推進になお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

「e - T a x 推進税理士名簿」

（氏名の50音順・敬称略） 平成27年7月7日現在

東京地方税理士会甲府支部		税理士氏名	事務所の住所・電話番号	税理士氏名	事務所の住所・電話番号
税理士氏名	事務所の住所・電話番号	谷 英幸	甲府市中央3-11-30 055-232-1333	後藤 和雄	富士吉田市新屋258 0555-22-8081
浅川 重光	甲府市武田1-3-4 055-253-2246	田原 俊幸	甲府市中央5-5-19 055-225-3622	清水 学	富士吉田市上吉田5-6-14 0555-23-8845
浅川 尚樹	甲府市朝気3-3-11 055-215-1372	塚田 忠久	甲府市富竹3-6-13 055-228-1325	志村 公康	富士吉田市上暮地4-15-17 志村利則税理士事務所内0555-22-3070
池田 善一	甲州市塩山上於曾1872 衣川ビル2-D 0553-33-9155	東條 秀文	甲府市北口3-8-24 055-253-7611	志村 司郎	都留市田原1-7-15 0554-43-0677
石橋 秀樹	甲府市湯田1-4-5 055-233-8335	中込 敏彦	甲府市国母7-11-7 055-222-8118	志村 利則	富士吉田市上暮地4-15-17 0555-22-3070
井上 卓己	甲府市伊勢2-6-1 055-227-6688	中込 祐介	甲府市国母7-11-7 中込敏彦税理士事務所055-222-8118	志村 英美	都留市田原1-7-15 志村司郎税理士事務所内 0554-43-0677
入江 薫	韮崎市富士見1-7-3 0551-22-9751	中澤謙一郎	甲府市丸の内1-14-3 055-235-1296	志村 博良	都留市田原1-7-15 志村司郎税理士事務所内 0554-43-0677
大森 明郎	甲府市中小河原町1609-1 055-243-9300	中村 勝良	甲府市丸の内2-22-11 055-222-7464	白井 秀樹	富士吉田市旭2-2-10 0555-22-4417
小川 昌志	甲府市和戸町1027-7 055-236-5353	中山 武	甲府市湯田2-3-18 (税)中山久保嶋会計 055-237-6888	鈴木 哲男	大月市大月1-17-31 0554-23-1222
荻原 秀樹	山梨市小原西1214-5 0553-23-1616	細田 真吾	甲府市羽黒町1091-2 055-252-1780	鈴木 雅夫	大月市大月町花咲402-1 0554-23-4455
小倉 恵一	甲府市北口1-6-4大成ビル203 055-254-8211	堀内 太郎	甲府市青沼2-15-9(税)シグマパートナーズ山梨事務所 055-237-4504	高橋 範朗	上野原市上野原2028 0554-63-3080
長田 忠幸	甲府市塩部3-8-7 055-287-8618	堀内 正司	甲斐市篠原2696-8 055-278-0341	富田 博之	都留市上谷5-1-25 0554-43-2820
長田 久	甲府市上石田2-32-25 055-222-4154	本田 賢二	甲府市善光寺1-17-18 055-235-6712	野路 芳勇	上野原市上野原3972-1 0554-63-3861
長田 稔	笛吹市春日居町別田198-8 0553-39-8038	松野 俊一	甲府市中央2-6-19 055-224-3822	藤原 徳仁	富士吉田市緑ヶ丘2-4-27-201 (税)みらいと 0555-21-5330
菊嶋 雄三	笛吹市一宮町東新居288 0553-47-1968	丸山 孝佳	韮崎市藤井町南下條520 0551-30-6111	星野 充俊	大月市大月1-19-17 0554-22-0080
久保嶋 仁	甲府市湯田2-3-18 (税)中山・久保嶋会計 055-237-6888	三浦 義正	甲府市高畑2-10-10 055-224-2500	堀内 一雄	富士吉田市上吉田5-6-14 0555-23-7588
久保嶋正子	甲府市湯田2-3-18 (税)中山・久保嶋会計055-237-6888	三神 治彦	甲府市相生2-4-8 055-235-1311	堀内 慶子	富士吉田市上吉田5-6-14 0555-23-7590
小泉 久司	甲府市上石田1-2-18山田ビル3F 055-226-5123	宮下 和巳	甲府市下石田2-5-9 055-228-5722	堀内 幸二	南都留郡富士河口湖町勝山664 0555-83-2487
古島麻生子	中巨摩郡昭和町押越923-1グリーンボックスXIV3-F055-288-8781	向山 秀男	笛吹市石和町四日市場1787 IBCビル3F 055-262-3109	堀内たまき	富士吉田市新倉1412 0555-23-0041
五味さち子	甲府市青沼2-15-9(税)シグマパートナーズ山梨事務所 055-237-4504	矢崎 浩	甲府市下飯田1-6-25 055-228-5885	前田 安正	都留市下谷4-4-32 0554-56-8283
斉藤 共秀	甲府市山宮町2565-3 055-252-2580	矢野 潔	山梨市下石森877-2 0553-22-9333	村松 滝夫	上野原市上野原1154 加藤方店舗2階 0554-63-4371
塩島 哲夫	甲府市国母8-27-3エイトビル3F 055-225-1577	吉川 滋	甲府市屋形1-2-9 055-254-5330	山田 寛	富士吉田市上吉田998-4 0555-23-8702
塩島 好文	甲府市国母8-27-3エイトビル3F 055-225-1577	若尾 和成	甲府市寿町6-13 055-244-8808	渡辺康一郎	大月市大月町花咲1287-42 0554-22-1243
末木 徳夫	甲府市伊勢4-7-6 055-227-1601	東京地方税理士会大月支部		渡邊 威済	富士吉田市緑ヶ丘2-4-27-201 (税)みらいと 0555-21-5330
末木 好臣	甲府市横根町460-1 055-235-4369	税理士氏名	事務所の住所・電話番号	渡辺 儀春	富士吉田市下吉田2-24-27 0555-20-1400
砂田 俊二	甲府市丸の内3-28-9 055-237-7811	池谷 正志	富士吉田市下吉田5-18-17 0555-22-7855	あさひ税理士法人	南都留郡富士河口湖町船津642-4 0555-72-0505
高橋 智紀	西八代郡市川三郷町高田548-1 (税)三映 055-272-8877	長田 豊明	富士吉田市上吉田5538-1 オサダビル2F 0555-22-5131	あさひ税理士法人吉田事務所	富士吉田市下吉田6146 0555-30-0557
立川 政博	西八代郡市川三郷町高田548-1 (税)三映 055-272-8877	梶原 稔	南都留郡富士河口湖町大石2953 0555-76-7085	あさひ税理士法人都留事務所	都留市上谷6-13-27 0554-43-4328
田中 茂樹	甲府市城東4-2-27クボタビル2F 055-237-5566	勝俣 高明	富士吉田市松山3-8-3 0555-22-5723	富士山税理士法人	富士吉田市下吉田5-1-20 0555-22-4224
田中 寿雄	甲斐市西八幡4080-1 055-276-3383	小池 織嗣	南都留郡富士河口湖町船津1381 0555-72-8573	税理士法人ブレイン	上野原市上野原823-4 0554-63-3114

山梨県は
婚活を応援します!

やまなし 出会い サポートセンター

場所 甲府法人会館2階
(甲府市中央4-12-21)

開設時間/
月曜日・火曜日: 正午～午後5時
水曜日: 正午～午後8時
土曜日・日曜日: 午前10時～午後5時
(毎週木曜日・金曜日は休館)

特設会場 ぴゅあ富士
(都留市中央3-9-3)

開設時間/ 第2・4土曜日: 正午～午後4時

運営: 一般社団法人山梨県法人会連合会
※出会いサポートセンターは完全予約制です。

お問い合わせ

TEL: 055-234-5790

FAX: 055-234-5791

T: 400-0032

山梨県甲府市中央4-12-21 甲府法人会館2階

✉ msc-yamanashi@abeam.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

〈PCサイト〉



〈携帯サイト〉



〈PCサイト〉 <https://www.msc-yamanashi.jp>

〈携帯サイト〉 <https://www.msc-yamanashi.jp/m>

♡ 出会いサポート事業の流れ ♡

会員登録

センターの来所予約

お相手の閲覧

お見合い申込み

承諾

立会人同席でお引合せ

交際

立会人のフォロー

結婚

コレが
必要!

- ① 会員登録料 10,000円 (※2年有効)
- ② 独身証明書
- ③ 免許証などの写真付き身分証明書
- ④ 健康保険証 ⑤ 登録用の写真(1枚)1枚か2枚

※会員登録、会員情報の閲覧には出会いサポートセンターへの来所が必要です。【完全予約制】

出会いサポート事業とは?

結婚を希望する男女に会員登録していただき、会員はシステム検索によりお見合い相手を選びます。出会いサポートセンターが個別にお引合せをし、交際をフォローします。

【詳しくは「婚活やまなし」を検索】

素敵な出会いを捕まえて!

婚活
やまなし



<http://www.pref.yamanashi.jp/kikkon-portal/>

県公式サイト
婚活やまなし

山梨県 企画県民部県民生活・男女参画課

tel.055-223-1350 fax.055-223-1354

山梨県甲府市丸の内1-6-1

E-mail: kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

詳しくは県公式サイト
「婚活やまなし」
をご覧ください。



サプリメント の上手な使い方

◆未病とは……◆

病気とはいえないが、その予兆が見える、 不健康以上病気未満の状態

●サプリメントとは？

サプリメントは医薬品ではなく、食品に分類され、栄養補助食品・健康補助食品とも呼ばれます。病気を治すための医薬品とは明らかに異なり、ふだんの食事では不足しがちなビタミンやミネラルなどの栄養補給を補助したり、ハーブなどの成分による効果の発揮を目的にとる食品です。規則的にバランスの良い食事をとっていても、不足しがちな栄養素は出てきます。また、必要な栄養素はひとりひとり異なります。そんなとき、不足分を補うのがサプリメントの使い方の基本です。

●サプリメントの効果的な使い方

例えば、力仕事を主にする人、デスクワークが多い人、一日中パソコンに向かう人、など仕事の内容により、必要な栄養バランスが変わってきます。それを、家族全員が同じ食事で補おうとすると、食事を作る人の苦勞は計り知れません。そんなとき、それぞれが自分に合ったサプリメントをとることで、みんなが安心して同じ食事を楽しむようになります。

また、病気にかかっていて、食事だけでは治療効果が弱い場合、足りない分のビタミンや酵素をサプリメントで補給するとよいでしょう。

●サプリメントのとり過ぎに注意

サプリメントは医薬品ではないから、副作用も無くて安心、と思っている人も少なくないようです。しかし、安心と思われるビタミンであっても、とり方によっては副作用が出ることもあります。また、たくさんの種類のサプリメントを飲む人もいますが、これも要注意です。必ず飲み方や一日量を守り、分からないことがあれば医師や薬剤師に相談しましょう。サプリメントは、あくまでも補助食品であることをお忘れなく！

●サプリメントの選び方

サプリメントが食品扱いだからといって、どれでも安心というわけではありません。副作用が出ないとも限らないため、信頼できるメーカーのものを選びましょう。また、製品には少なくとも含有成分、含有量、原材料、賞味期限、製造・販売業者名、連絡先が明記されていること、パッケージがしっかりしていること（混入物がないか、など）を確認しましょう。

サプリメントと薬では飲み合わせ（相互作用）が気になるものもありますから、すでに治療薬をのんでいる場合は、医師や薬剤師に飲み合わせを相談してから購入すると安心です。

神社めぐり

第31回



諏訪神社(旧指定村社)

鎮座地 上野原市上野原二一〇

御祭神 建御名方命

例祭日 八月十九日

宮司 中村 宗彦

総代長 畑野 悦男

境内地 六七六坪五〇

氏子戸数 二二〇戸

崇敬者数 五〇〇人

由緒沿革

西暦一二四二～一二四三年の康治年間 武州横山党・横山三郎忠重が

当地「古郡の郷」に派遣され、土着して古郡忠重と名乗り一一四五～一一五〇年の久安年間に一族の氏神として「古郡神社」を創建したとされる。

古郡一族は和田の乱で義盛に加担し一二一三年に滅亡する。

西暦一二四九～一二六八年、建長寺の開山僧の一人、大覚禪師が信州の豪族上原上野介義実を伴ってこの地を訪れ、荒廃した社殿を再建し信州諏訪大社の御霊を分かちて祀り、「古郡神社諏訪大明神」と称したと伝えられる。

その後この地は源頼朝の信望厚き甲斐浅羽郷の加藤入道景廉の孫、景長に与えられ、永禄二年(一五五九)から天正十年(一五八二) 武田氏滅亡まで加藤丹後守景忠と加藤弥次郎信景が上野原城主となり神社を守る。

天正五年(一五七七) 信景と嫡男の千利久丸で社殿を再建するが天正十年都留郷攻めの北条氏により放火される。

慶長九年(一六〇四) に本殿が修復され、その後幾度も改修改築され現在の御社は棟札から寛文十年(一六七二) 及び享保二十一年(一七三七) 改修されたものが元と伺われる。霊験としては縁結び、子宝の神として崇拝されている。

みなさまとの「きずな」を大切にします



まごころの

都留信用組合

理事長 細田 幸次

〒403-0004 富士吉田市下吉田2丁目19番11号

TEL 0555-22-2131 FAX 0555-22-2624

URL <http://www.tsurushinkumi.co.jp/>

極上の湯で寛ぎ、酒と肴で歓談を



ふじやま温泉

食事処 車座



●入館料 (バスタオル・フェイスタオル付)

おとな	平日	1,250円	こども 3歳~小学生	平日	630円
	土休日	1,550円		土休日	780円

●営業時間：10時～23時（最終入館22時まで）

フジでイイフロ

tel.0555-22-1126

●富士急ハイランド隣接。富士山駅より無料シャトルバス5分

有限会社

コバヤシ仏壇

コバヤシ仏壇都留本店
移転先仮店舗のご案内

都留市四日市場565-1
TEL. 0554-43-8622(代)

さん ぼう
三 法 葬 祭。
ハート・ホール都留



コバヤシ

GROUP

有限会社

石のコバヤシ



ハート・ホール都留



0554-45-4004



庭園と感動の宿 富士山温泉

ホテル

鐘山苑

TEL 0555-22-3168

〒403-0005

山梨県富士吉田市

上吉田6283

FAX

0555-22-3935